

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月24日
【事業年度】	第26期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社ゴルフ・ドゥ
【英訳名】	GOLF・DO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊東 龍也
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【電話番号】	(048)851-3111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 大井 康生
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【電話番号】	(048)851-3111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 大井 康生
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所(セントレックス) (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第22期 平成21年3月	第23期 平成22年3月	第24期 平成23年3月	第25期 平成24年3月	第26期 平成25年3月
売上高(千円)	-	-	3,911,602	4,043,595	4,423,387
経常利益又は経常損失 () (千円)	-	-	92,538	130,381	92,252
当期純利益又は当期純損 失() (千円)	-	-	146,420	103,708	24,625
包括利益(千円)	-	-	157,305	107,536	42,973
純資産額(千円)	-	-	375,117	483,763	526,737
総資産額(千円)	-	-	2,159,880	1,970,981	2,127,249
1株当たり純資産額 (円)	-	-	30,314.98	39,000.64	42,465.15
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額() (円)	-	-	11,832.89	8,379.14	1,985.32
潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	17.4	24.5	24.8
自己資本利益率(%)	-	-	-	24.2	4.9
株価収益率(倍)	-	-	-	3.64	18.38
営業活動によるキャッ シュ・フロー(千円)	-	-	167,007	188,164	7,833
投資活動によるキャッ シュ・フロー(千円)	-	-	192,725	10,668	48,631
財務活動によるキャッ シュ・フロー(千円)	-	-	423,826	331,688	64,736
現金及び現金同等物の期 末残高(千円)	-	-	375,218	221,127	253,818
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	- (-)	- (-)	90 (96)	91 (81)	92 (93)

- (注) 1. 第24期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第25期及び第26期は潜在株式が存在するものの希薄化効果を有していないため、第24期は潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 自己資本利益率につきましては、第24期は当期純損失であるため記載しておりません。
5. 株価収益率につきましては、第24期は当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第22期 平成21年3月	第23期 平成22年3月	第24期 平成23年3月	第25期 平成24年3月	第26期 平成25年3月
売上高(千円)	2,923,226	3,249,091	3,363,300	3,375,291	3,591,797
経常利益又は経常損失 () (千円)	187,528	15,639	49,672	130,832	65,384
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	333,531	6,735	84,428	123,448	32,025
持分法を適用した場合 の投資利益(千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	500,765	500,765	500,765	501,320	501,320
発行済株式総数(株)	13,083	13,083	13,083	13,113	13,113
純資産額(千円)	525,687	532,423	447,995	572,553	604,578
総資産額(千円)	1,785,540	1,710,445	2,177,627	2,001,678	2,104,256
1株当たり純資産額 (円)	42,483.22	43,027.57	36,204.55	46,158.78	48,740.61
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額)(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額()(円)	26,247.83	544.34	6,823.03	9,974.02	2,581.83
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	29.4	31.1	20.5	28.6	28.7
自己資本利益率(%)	-	1.3	-	24.2	5.4
株価収益率(倍)	-	48.68	-	3.06	14.14
配当性向(%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッ シュ・フロー(千円)	354,366	271,239	-	-	-
投資活動によるキャッ シュ・フロー(千円)	385,386	30,417	-	-	-
財務活動によるキャッ シュ・フロー(千円)	829,176	117,174	-	-	-
現金及び現金同等物の期 末残高(千円)	189,021	312,669	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	79 (97)	79 (88)	82 (94)	79 (81)	83 (91)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第22期及び第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第23期、第25期及び第26期については潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有しないため記載しておりません。
3. 第22期及び第24期の自己資本利益率につきましては、当期純損失のため記載しておりません。
4. 第22期及び第24期の株価収益率につきましては、当期純損失のため記載しておりません。
5. 第24期より連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
昭和62年9月	ビデオレンタルを目的に埼玉県浦和市に出資金5,000,000円で有限会社プラス・ワン設立
平成12年4月	有限会社プラス・ワンを組織変更し、株式会社ゴルフ・ドゥ設立(資本金12,000,000円)
平成12年5月	株式会社ボックスグループより『ゴルフ・ドゥ!』のフランチャイズ事業及び直営店にかかる営業を譲り受け、同事業を開始
平成12年6月	本店を浦和市からさいたま市中央区上落合に移転 第三者割当による新株発行(資本金1,052,122,800円)
平成12年10月	インターネットを利用して全店の在庫検索ができる、ゴルフ・ドゥ!ドットコムサービス開始
平成13年1月	第三者割当による新株発行(資本金1,252,111,800円)
平成13年11月	直営 東大宮店オープン
平成14年4月	直営 与野東口店、蕨駅東口店オープン
平成15年11月	株式会社ドゥ・ヨネザワと共同出資で、株式会社ゴルフ・ドゥ九州を設立
平成15年11月	直営 与野中央店オープン(床面積100坪超の新ビジネスモデル店舗展開スタート)
平成16年3月	直営 池袋店閉店、蕨駅東口店閉店
平成16年4月	直営 吹上店オープン
平成16年7月	直営 草加店オープン
平成16年11月	直営 桶川店オープン
平成17年1月	直営 多摩ニュータウン店オープン
平成17年1月	1株を2株とする株式分割を実施し、発行済株式数が11,028株に増加
平成17年3月	繰越損失解消のために減資を実施(資本金363,748,326円)
平成17年4月	直営 深谷店オープン
平成17年6月	直営 花小金井店オープン
平成17年10月	直営 与野東口店を移転させ、北浦和店としてオープン
平成17年12月	関西営業所 開設
平成18年3月	直営 桶川店閉店
平成18年3月	ゴルフ・ドゥ!オンラインショップ開設
平成18年4月	名古屋証券取引所の承認を得てセントレックス市場に上場
平成18年8月	直営 川越店オープン
平成19年3月	直営 桶川末広店オープン
平成19年10月	直営 水戸店オープン
平成19年12月	直営 東大宮店閉店
平成20年2月	直営 大宮丸ヶ崎店オープン
平成20年2月	関西営業所 閉鎖
平成20年4月	直営 アクロスプラザ久喜店オープン
平成20年6月	直営 武蔵村山店オープン
平成20年6月	直営 与野中央店閉店
平成20年7月	直営 新大宮バイパス浦和店オープン
平成20年9月	直営 GLOBO蘇我店オープン
平成20年12月	GOLF J-WINGS港北ニュータウン店(アンテナショップ1号店)オープン
平成21年2月	直営 柏店オープン
平成21年2月	直営 桶川末広店閉店
平成21年2月	直営 アクロスプラザ久喜店閉店
平成21年2月	GOLF J-WINGS港北店ニュータウン店閉店
平成21年4月	直営 ルララこうほく店オープン
平成22年5月	スクエアツウ・ジャパン株式会社の株式取得による子会社化
平成22年7月	直営 ルララこうほく店閉店
平成22年10月	直営 横浜町田インター店オープン
平成22年10月	物流センター(さいたま市北区)操業開始
平成24年11月	直営 荒川沖店オープン

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び100%連結子会社2社により構成されております。各社の主要業務は以下のとおりであります。

(1) 株式会社ゴルフ・ドゥ(当社)

中古ゴルフクラブの買取り・販売を主たる営業目的とする「ゴルフ・ドゥ!」直営店及び同フランチャイズチェーンの本部運営を主要業務としております。

仕入・販売の特徴

当社における仕入れ・販売の特徴は、一般ユーザーが使用したゴルフクラブをそれぞれの店頭で買取り、傷や汚れ等をメンテナンスした上で販売する点であります。新品クラブや用品等については、各メーカー、問屋から仕入をしており、フランチャイズ加盟店へ卸売りを行っております。

また、中古ゴルフクラブ流通における当社直営店及びフランチャイズ加盟店独自の仕組みとして、全国の店頭在庫約15万本を対象とした一般ユーザー向けの「ゴルフ・ドゥ!オンラインショップ」、「まっすぐネット」(注1)や自店滞留在庫を他の直営店やフランチャイズ加盟店にて販売するためのインターネット上の「ゴルフ・ドゥ!市場」(注2)のシステムを構築しており、お客様のニーズに応えるだけでなく仕入コストの削減、過剰在庫を避けることのできる体制を作り上げております。

(注1)「まっすぐネット」:直営店・フランチャイズ加盟店全ての店舗がWeb端末を使用してゴルフ・ドゥ!店舗ネットワーク内で商品検索を行い、販売店の店頭でお客様から要望のあった中古クラブを取り寄せるシステム。

(注2)「ゴルフ・ドゥ!市場」:直営店・フランチャイズ加盟店全ての店舗が出品・買取発注できるWeb上の市場。一般消費者には公開されておらず、主にフランチャイズ加盟店の間で、不足する商材や過剰な商材の売買を行うことで、在庫の流動化を図ることが可能。

フランチャイズ事業

当社は、全国的な店舗展開を図るため、法人企業の開業希望社とフランチャイズ契約を締結しております。

フランチャイズ加盟店に対しては「ゴルフ・ドゥ!」の商標、商号を利用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービスの提供その他事業経営について統一的方法で統制、指導、援助を行ないます。

また、当社は、実績のある加盟者との間でエリアフランチャイズ契約を結び、特定エリアの出店加速を推進しております。

(2) スクエアツウ・ジャパン株式会社(100%連結子会社)

国内外の新品ゴルフ用品の一般小売、インターネット販売及び営業販売を主要業務としております。また、米国において同様の事業を主要業務とするThe Golf Exchange Inc.(スクエアツウ・ジャパン株式会社の100%連結子会社)を保有しています。

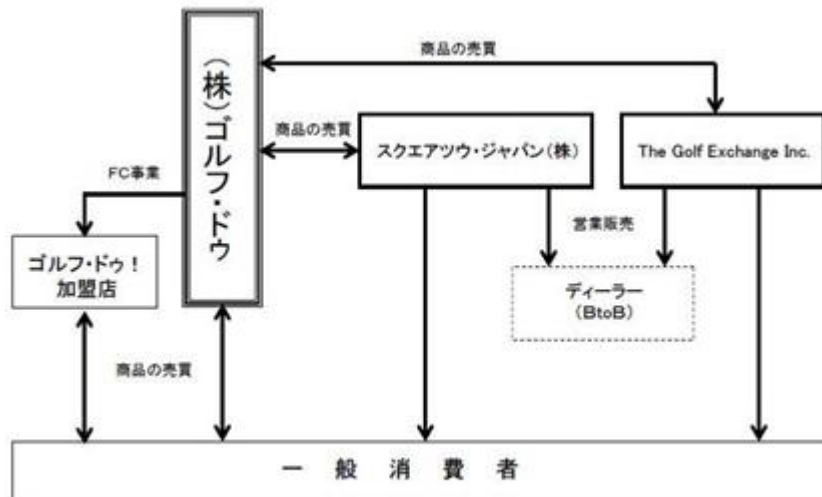
(取扱商品)

当社グループにおいて提供している主な商品及びサービスの内容は、以下のとおりであります。

商品	ゴルフクラブ	新品・中古
	ゴルフ用品	ボール、グローブ、シューズ、キャディバッグ、アパレル等
サービス	クラブリペア	グリップ交換、シャフト交換、ロフト・ライ角調整等
	ゴルフレッスン	店内および練習場でのレッスン、スクールなど

(事業系統図)

事業系統図は、以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) スクエアツウ・ ジャパン(株)	さいたま市 北区	10,000 千円	営業販売	100	当社とのゴルフク ラブ、ゴルフ用品 の売買をしている。 役員の兼任あり。 資金援助あり。
The Golf Exchange Inc. (注)2,3	米国カリフォル ニア州	400,000 米ドル	同上	100 (100)	当社とのゴルフク ラブ、ゴルフ用品 の売買をしている。

- (注) (1) 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
(2) 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
(3) 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
直営事業	61(87)
フランチャイズ事業	3(-)
営業販売事業	17(6)
全社(共通)	11(-)
合計	92(93)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
83(91)	33.1	4.1	3,990

セグメントの名称	従業員数(人)
直営事業	61(87)
フランチャイズ事業	3(-)
営業販売事業	8(4)
全社(共通)	11(-)
合計	83(91)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートタイマーを含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済の情勢は、東日本大震災からの復興需要による支えはあるものの、海外経済の減速等による影響により厳しい状況が続きました。また、平成24年12月に誕生した新政権による経済施策に対する期待感から、年度末にかけ持ち直しの兆しが一部で見られ始めましたが、欧州金融不安の継続や新興国成長鈍化による先行き不透明感などにより依然として景気の先行きは予断を許さない状況が続いております。

当社グループが属するゴルフ業界におきましては、人気ブランドの一部ヒット商品が購買意欲を回復させ、ゴルフ用品全体の売上が牽引したものの新品クラブ市場では依然として高額商品に対する消費者の節約志向は強く、価格競争による収益を圧迫する厳しい状況が続いております。また、2013年度の新商品には昨年同様のヒットの気配もなく、より一層ゴルファーの消費行動を鈍らせております。なお、プレー人口はゴルフ場/練習場の利用入場者数の前年同月比が平成25年2月では111.1%/98.8%と平成25年3月期第3四半期と比較して回復傾向に推移しています（経済産業省「特定サービス産業動態調査」より）。

このような経営環境のもと、当社グループでは引き続き、事業全体の収益性向上を目指し、業務の効率化を図りながら経費削減にも努めてまいりました。また、店舗につきましては、直営事業では、平成24年11月23日「荒川沖店（茨城県）」を1店舗出店いたしました。フランチャイズ事業においては、平成24年11月に「天白平針店（愛知県）」、平成25年1月に「高浜店（愛知県）」、平成25年2月に「豊田土橋店（愛知県）」の3店舗出店と3店舗の移転リニューアル、平成24年12月中旬に1店舗の閉店があり、平成25年3月末日現在の営業店舗数は全国で合計74店舗となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は44億百万円（前期比9.4%増）、経常利益は92百万円（同29.2%減）、当期純利益は24百万円（同76.3%減）となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

直営事業の売上高は25億57百万円（前年同期比6.3%増）となり、フランチャイズ事業の売上高は3億79百万円（前年同期比12.0%減）、そして営業販売事業の売上高は14億86百万円（前年同期比23.1%増）となっております。

(2)キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による収入、財務活動による収入が、投資活動による支出を上回り2億53百万円（前年同期比は、32百万円増）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は7百万円（前年同期は、1億88百万円の収入）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益やたな卸資産の増加によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は48百万円（前年同期は、10百万円の支出）となりました。これは主に株式会社ゴルフ・ドゥ直営店の新店設備費用及びネット事業関連プログラム開発による支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は64百万円（前年同期は、3億31百万円の支出）となりました。これは、既存借入金の返済や新規借入金によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	前年同期比(%)
直営事業 (千円)	2,557,114	106.3
フランチャイズ事業 (千円)	379,672	88.0
営業販売事業 (千円)	1,486,600	123.1
合計	4,423,387	109.4

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループの属するゴルフ用品業界は、市場規模が年々縮小し、その結果、競合他社との価格競争も一層激しくなるなど厳しい環境下にあります。そうした環境下で安定成長を続けるために、当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

(1) 直営店の店舗展開

当社グループは、平成18年以降、首都圏ロードサイド大型店に絞って直営店を出店してきました。今後は、出店する地域を広げ、都市型小型店舗も視野に入れ、さまざまな立地に応じた店舗形態を開発してまいります。

(2) フランチャイズチェーン本部の機能強化と加盟店開発の再開

フランチャイズチェーン展開を今後も発展させていくには、本部機能を強化し本部方針をフランチャイズ加盟店に徹底させると同時にフランチャイズ加盟店側のニーズにきめ細やか、かつ柔軟・迅速に対応していく必要があります。そのためにフランチャイズ加盟店の経営指導を行うスーパーバイザーのレベルアップ、情報システムの強化を引き続き図っていきます。また、現在店舗のない空白エリアである地域や練習場インショップに対して出店すべく加盟店開発を進めてまいります。

(3) 人材の確保と育成

直営店の出店と新規事業開発を図るためには、人材の確保と育成が重要であり当社グループにおきましては従来の中途採用に加え、今後さらに新卒の定期採用に積極的に取り組んでまいります。また、採用後の教育及び研修制度等による従業員に対する教育の充実と人材の育成に取り組み、かつ人事制度の見直しも進めてまいります。

(4) コンプライアンス、リスク管理体制の強化

法令を遵守するだけでなく企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制の充実・強化が重要であります。また、当社グループを取り巻く事業環境の変化と事業規模の拡大に伴い、従来には想定していなかった事業リスクの発生の可能性に対しても準備が必要であり、これらのリスクの発生を未然に防ぐためには内部管理体制の強化も重要であります。また、金融商品取引法での内部統制制度に従って内部統制の整備・充実を図っており、社内規程類の見直し、内部監査機能の強化、監査法人・顧問弁護士など社外専門家との連携をより一層密にしており、その連携強化を図っていく方針であります。

4【事業等のリスク】

当社グループにおける経営成績及び財務状態などに重要な影響を及ぼす可能性がある事項には、以下のようなものがあります。なお文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1) 中古ゴルフクラブ市場について

中古ゴルフショップの市場規模は、「2012年版 ゴルフ産業白書」（株式会社矢野経済研究所）によれば新品クラブやボール、グローブ、シューズなど用品の販売分も含めて約520億円程度と推計されております。ここ数年、新品ゴルフ量販店において「中古クラブ」の取扱いが増加していることやEコマース専業事業者によるインターネット上の売買が普及したことなどにより、中古ゴルフショップでは中古商材の確保が一段と厳しくなる可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 取扱商品の特徴について

外部環境の影響について

当社グループは、ゴルフクラブといった嗜好品を取り扱っていることからゴルフに対する消費者の注目度やヒット商品の有無、流行、天候、景気などが中古ゴルフクラブに対する消費者の購買行動に与える影響は大きく、外部環境によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、今後のメーカーの対応と消費者の反応、クラブ相場の流れを総合的に判断して対応する所存ではありますが、ゴルフ競技に関するルール改正が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

中古品を取り扱うことについて

店頭で「豊富な品揃え」をすることは、当社グループの差別化戦略の柱であり、既存店舗においては店頭における個人客からの買取りにより商品を確保しております。また、販売量の増加に伴う在庫不足に対しては直営店、フランチャイズ加盟店をネットワークでつないだ共通在庫システムの活用を行うこと等で対応しております。ただし、一般的に中古品商材は通常の商材と異なり流通量に限りがあるため仕入量の調節が難しいという性格を持っております。中古ゴルフクラブも例外ではなく、計画通りの商材確保が達成できない場合には出店計画や販売計画の見直しを行うことや数量確保に伴う仕入価格の上昇により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、販売面においても中古ゴルフクラブの販売価格は新品クラブ価格の影響を受けやすく所謂、新品量販店での新品クラブの値下げ時期が早まり、それと同時に値崩れが起こると中古クラブの販売価格も影響を受けざるを得なくなり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 他社との競合状態について

中古クラブは、流通している数量が限られた商材であるため店舗運営する側にとってはどれだけ良質な商材を確保するかが重要な要素となっております。今後さらに、中古ゴルフショップの店舗や新品ゴルフ量販店の中古クラブコーナー等、中古クラブを取り扱う店舗が増加し同一商圈内に競合他社が進出する場合には商材不足が深刻化し、競争が激化する可能性があります。そのため、競争激化による買取価格の上昇または販売価格の下落等により採算が悪化した場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) フランチャイズチェーン展開について

フランチャイズ加盟店の出店については、事前の綿密な市場・物件調査から当社の経営会議を経て出店場所と時期が最終的に決定されますが、外部環境の急変等により出店数や出店時期が当社グループの計画通りに進まない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。フランチャイズ・システムは、フランチャイズ加盟店と本部である当社グループが対等なパートナーシップと信頼関係に基づき、それぞれの役割を担う共同事業であり、当社グループ及びフランチャイズ加盟店のいずれもその役割を果たす必要があります。当社グループでは、「ゴルフ・ドゥ！」という同一店舗名でチェーン展開を行い、フランチャイズ加盟店に対し当社独自のノウハウ・商品を提供する一方、「共存共栄」の立場から問題点を共有し、解決可能なコンサルティングを行うことで信頼関係を維持し、契約の継続と事業の発展を図っております。しかし、一方で不祥事等が起きた場合には全体のブランドイメージが損なわれ、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、フランチャイズ加盟契約では、事前の予告がない限り契約期間終了後、自動更新されますが、契約期間終了前でも当社グループとフランチャイジー（フランチャイズ加盟店）が合意の上、フランチャイズ加盟店からの申し出に基づく契約解除も認められておりますので現在加盟中のフランチャイジーが解約違約金を支払って契約を解除する可能性があります。

(5) 直営店の出店と出店費用について

当社グループは、平成25年3月31日現在、埼玉県7店舗、東京都4店舗、千葉県2店舗、茨城県2店舗と合計15店舗の直営店を出店しており、今後はロードサイド郊外型の大型店舗の展開と都市型小型店舗の展開を図っていく方針であります。出店に際しては十分な準備期間を設けて好立地の物件の確保を目指しておりますが、立地、家賃、店舗面積など全ての条件を満たす物件は少なく計画通りに店舗の出店ができない場合もあり、このような場合には出店時期の遅れや予定以上の経費の発生というかたちで当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、出店費用の

大半は利益の内部留保と金融機関からの借入で賄う予定であります。ただし、資金調達が計画通りに実施できない場合は、出店計画を見直すことになり、その結果、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 差入保証金について

当社グループにおける直営店出店は、建設協力金方式を含む全物件において賃借が基本であり、契約に際しては賃貸人に対し敷金及び保証金を差し入れております。差入保証金の残高は、平成25年3月期末において1億54百万円(総資産に対して7.2%)であります。今後直営店舗の出店数の増加に伴い差入保証金残高も増加していく可能性があります。なお、当該保証金は期間満了等による契約解消時に契約に従い返還されることになっておりますが、当社グループに起因しない賃貸人側の諸事情の発生等により、その一部または全額が回収できなくなる可能性があります。また、契約満了前に中途解約した場合には、契約内容に従って契約違約金の支払が必要となる場合があります。

(7) 法的規制について

古物営業法による規制

当社グループ直営店及びフランチャイズ加盟店で行う中古ゴルフクラブの買取り及び販売は、盗品等の混入の恐れがあるため営業所を管轄する各都道府県公安委員会が監督官庁となり規制している古物営業法により許可を得ることが義務付けられております(同法3条)。当社グループは現在、埼玉県と東京都、茨城県、千葉県に営業所(本社)があり、4都県での営業許可を取得しております。

免許	監督官庁	番号
古物商許可証	埼玉県公安委員会	第431010007249号
	東京都公安委員会	第305510007311号
	茨城県公安委員会	第401010004033号
	千葉県公安委員会	第441001002159号

古物営業法の規定では、買取り商品が盗品であると発覚した場合、1年以内であればこれを無償で被害者に回復することとされており(同法20条)、返還する商品については損失が発生いたします。現在まで当社は同法に基づく監督官庁による行政処分、行政指導を受けた事実はございませんが、当社が同法に定める規制に違反した場合には、許可の取り消し、営業の停止等の行政処分や罰則を科される可能性があり、その場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

中小小売商業振興法による規制

当社グループは、フランチャイズチェーン展開を行う上で、「中小小売商業振興法」及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)」による規制を受けております。当社グループがフランチャイズ加盟店を募集するには、「中小小売商業振興法」の規制により、当社グループのフランチャイズ事業の内容やフランチャイズ契約書の内容を記載した法定開示書面の事前交付が義務付けられております。今後当社グループはフランチャイズ加盟店との関係を強化し、指導、教育の充実を図る所存ではありますが、フランチャイズ加盟店からフランチャイズ契約に関する訴訟が提起された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定商取引に関する法律

当社グループが運営している「ゴルフ・ドゥ!オンラインショップ」は、「特定商取引に関する法律」の通信販売に該当し、広告の記載義務などその適用を受けております。当社グループは同法の規定を遵守して業務を行っておりますが、同法を違反した場合には、違反の旨の公表や通信販売に関する業務の停止命令があり、その場合当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報の管理について

古物営業法に関する規制により、商品を買受ける際、相手先の住所、氏名、職業、年齢が記載された文書の交付を受けることとされておりますが、当社グループではこれら個人情報を帳簿等に記載または電磁的方法により記録しております。当社グループでは店頭販売等の業務において、顧客の住所、氏名、年齢、クレジットカード情報等を取り扱っており、これら個人情報も帳簿等に記載または電磁的方法により記録し、管理しております。また、当社グループに対する愛着を一層高めてもらうことを目的とした各種販売キャンペーンを実施しております。当該企画の開催にあたっては、参加者の氏名、生年月日、住所、電話番号、ゴルフ歴を参加申込書にて記入していただいております。記入された情報は、キャンペーンを円滑に運営するために使用されております。このように当社グループでは、事業遂行上各ルートから個人情報に接しているため、多くの個人情報が当社グループに蓄積されており、当社グループは個人情報保護法に定める個人情報取扱業者に該当し、個人情報の取扱いについて規制の対象となっております。このためゴルフ・ドゥでは、個人情報の取扱いについて、従業員及びフランチャイズ加盟店に対する情報セキュリティ教育を実施し、また一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク」を取得しております。しかしながら、不測の事態によって、個人情報の外部流出が発生した場合には、当社グループの信用低下や損害賠償請求等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループのみならず、フランチャイズ加盟店、販売キャンペーン等の受託企業において類似の事態が発生した場合も、当社グループに対する信用低下に繋がり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 不正被害の防止について

当社グループでは、フランチャイズ加盟店を含む全ての店舗の在庫商品を「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」にて販売しております。「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」におきましてはクレジットカード情報の盗用による不正（利用者成り済まし）被害に備え、平成20年3月にクレジットカードの本人認証セキュリティを厳格化した「3-D Secure（スリーディーセキュア）（注）」を導入し、クレジットカード会社との間で当社が不正被害の負担を蒙らないよう覚書を締結しております。しかしながら、「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」は、クレジット会社との提携により提供しているサービスのため、今後、当社グループの管理外の原因により当社グループが被害を蒙る可能性があります。また、当社グループは内部者により不正が発生する可能性は極めて低いものと考えておりますが、万一の事態に備えて十分な不正防止体制を構築していると考えておりますが、万一内部者による不正が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（注）ビザ・インターナショナルが開発したインターネット上でのクレジットカード決済をより安全に行うための本人認証技術をいいます。

(10) 子会社の業績について

当社の連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社とThe Golf Exchange, Incとは、ゴルフ用品の営業販売を主な事業目的としております。主要得意先の業績や当該国の世情の変化、メーカーの体制変化、及び極端な為替の変動等により、業務に支障をもたらす、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材の確保及び育成

当社グループは、ゴルフショップに対する顧客の要求水準は年々高まっているものと認識しております。当社グループはこうした顧客の要求水準を満たすとともに今後事業規模をさらに拡大するために人材育成プランを導入しております。しかしながら、顧客の要求水準を満たすサービスを提供しうる人材の育成・確保を当社グループができなかった場合には、当社グループの事業展開及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 税務上の繰越欠損金を有していること

当社グループは、事業開始年度から税務上の繰越欠損金を有しており、繰越控除既定が適用されておりますが、当社グループの利益が拡大してきた場合、現在存在する税務上の繰越欠損金が解消され法人税等が発生することになります。したがって、税務上の繰越欠損金の解消が進む過程では、業績の伸張の状況と当期純利益の伸びが連動しないことが考えられます。

(13) 為替相場の変動について

当社グループでは、海外連結子会社から商品を輸入しているため、極端な為替の変動が発生した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成25年6月24日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(2) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度における財政状況は次のとおりであります。

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は14億93百万円となりました。この主な内容としては、現金及び預金が2億53百万円、受取手形及び売掛金が2億13百万円、商品が9億47百万円であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は6億34百万円となりました。有形固定資産は2億5百万円、無形固定資産は74百万円、投資その他の資産が3億54百万円であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は9億31百万円となりました。この主な内容としては、買掛金2億83百万円、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）4億80百万円であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は6億69百万円となりました。この主な内容は、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く）4億87百万円、退職給付引当金1億3百万円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産残高は5億26百万円となりました。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

売上高

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しておりますとおり売上高は44億23百万円となっております。

売上原価

売上原価は29億59百万円、売上原価率66.9%となりました。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費に関しましては、諸経費の削減につとめ13億75百万円になりました。

営業利益・経常利益

営業利益は89百万円、経常利益は92百万円となりました。主な要因は原価率の減少による売上総利益の大幅な増加、経費削減によるものです。

当期純利益

当期純利益は24百万円となりました。主な要因は、原価率の減少による売上総利益の大幅な増加、経費削減によるものです。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4 事業等のリスク」をご参照ください。

(5) 経営戦略の現状と見通し

次期の見通しにつきましては、当社グループが属するゴルフ業界を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続くものと推察される中、引き続き事業全体の収益性向上を目指しつつ、大型直営店の出店とネット事業の拡大を柱に売上の確保にも努め、業績向上への基盤形成に注力してまいります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社は、創業以来、中古ゴルフクラブの買取・販売を主としたゴルフ用品専門店「ゴルフ・ドゥ！」の店舗展開を日本全国で行ってまいりました。店舗数は、平成25年3月末日現在で直営店15店、フランチャイズ加盟店59店の計74店舗、チェーン総売上高も79億69百万円となりました。また、「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」の利用者が着実に増加し、中古ゴルフクラブのインターネット販売においては、国内最大級といえるほどにまで成長しており、さらに、事業の強化を推進していく方針であります。

今後は、フランチャイズ加盟店開発におきましては、エリアFC契約を締結している加盟企業の新規出店及びゴルフ練習場のインショップ形態での出店を進めてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は直営店（荒川沖店）出店、既存店舗の内外装工事及び設備工事、社内OA機器取得、新規システムの開発などにより総額49百万円の設備投資を実行いたしました。

また、子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社は、本社を愛知県名古屋市から埼玉県さいたま市北区に移転しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

当社の事業所は、本社と直営店15店舗（埼玉県7店舗、東京都4店舗、茨城県2店舗、千葉県2店舗）、物流センターであり、事業所別の設備及び従業員の配置状況は、次のとおりであります。

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				合計	従業員 数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	その他		
本社 (さいたま市中央区)	本社	統括業務施設	13,253	134	- (-)	8,837	22,224	29 (6)
吹上店 (埼玉県鴻巣市)	直営	直営店舗	9,198	-	- (-)	282	9,480	3 (4)
草加店 (埼玉県草加市)	直営	直営店舗	8,505	-	- (-)	737	9,243	4 (9)
多摩ニュータウン店 (東京都八王子市)	直営	直営店舗	4,288	-	- (-)	501	4,789	2 (6)
深谷店 (埼玉県深谷市)	直営	直営店舗	5,642	-	- (-)	568	6,211	3 (4)
花小金井店 (東京都小平市)	直営	直営店舗	4,440	-	- (-)	595	5,036	3 (4)
北浦和店 (さいたま市浦和区)	直営	直営店舗	3,933	-	- (-)	657	4,590	3 (1)
川越店 (埼玉県川越市)	直営	直営店舗	10,692	-	- (-)	1,518	12,211	3 (7)
水戸店 (茨城県水戸市)	直営	直営店舗	10,797	-	- (-)	842	11,639	4 (4)
大宮丸ヶ崎店 (さいたま市見沼区)	直営	直営店舗	16,163	-	- (-)	1,022	17,185	5 (4)
武蔵村山店 (東京都武蔵村山市)	直営	直営店舗	11,358	-	- (-)	1,047	12,405	3 (3)
新大宮バイパス浦和店 (さいたま市桜区)	直営	直営店舗	15,432	-	- (-)	1,834	17,266	5 (7)
GLOBO蘇我店 (千葉県千葉市)	直営	直営店舗	3,753	-	- (-)	1,512	5,266	3 (8)
柏店 (千葉県柏市)	直営	直営店舗	16,078	-	- (-)	1,771	17,849	2 (8)
横浜町田インター店 (東京都町田市)	直営	直営店舗	16,145	-	- (-)	2,927	19,073	3 (6)
荒川沖店 (茨城県稲敷郡阿見町)	直営	直営店舗	14,233	-	- (-)	11,871	26,105	4 (8)
物流センター (さいたま市北区)	本社	物流施設	-	-	- (-)	1,811	1,811	4 (2)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

(2) 国内子会社

平成25年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内 容	帳簿価額(千円)					従業 員数 (人)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資 産	その他	合計	
スクエアツウ・ ジャパン株式会社	本社 (さいたま市 北区)	営業販売	事務所	-	-	-	140	140	-

(注) 帳簿価額の内「その他」は、工具、器具及び備品であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

(3) 在外子会社

平成25年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内 容	帳簿価額(千円)					従業 員数 (人)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資 産	その他	合計	
The Golf Exchange Inc.	本社 (米国 カリフォ ルニア州)	営業販売	事務所	631	-	-	2,039	2,671	5

(注) 帳簿価額の内「その他」は、工具、器具及び備品であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

平成25年4月20日に環七練馬店を出店いたしました。平成25年4月20日以降における直営店舗出店計画は、ございません。

(2) 重要な設備の改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	44,000
計	44,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,113	13,113	名古屋証券取引所 (セントレックス)	単元株式数 1 株
計	13,113	13,113	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注)	30	13,113	555	501,320	555	178,372

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6)【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)(注)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	7	15	1	3	957	984	-
所有株式数 (単元)	-	107	188	945	24	27	11,822	13,113	-
所有株式数の 割合(%)	-	0.82	1.43	7.21	0.18	0.21	90.15	100	-

(注) 自己株式709株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
松田 芳久	さいたま市南区	5,732	43.71
中村 義和	長崎県佐世保市	600	4.57
ラオックス株式会社	東京都千代田区外神田4丁目6-7	400	3.05
佐藤 弘子	愛知県東海市	398	3.03
伊東 龍也	さいたま市南区	185	1.41
佐藤 智之	栃木県那須塩原市	176	1.34
渡邊 和彦	神奈川県横須賀市	172	1.31
株式会社丸三	島根県出雲市渡橋町1239	163	1.24
フォーク株式会社	埼玉県加須市土手1丁目11-24	132	1.00
今井 みき	さいたま市中央区	130	0.99
計	-	8,088	61.67

(注) 上記のほか自己株式が709株あります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 709	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,404	12,404	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	13,113	-	-
総株主の議決権	-	12,404	-

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社ゴルフ・ドゥ	埼玉県さいたま市中央区 上落合2-3-1	709	-	709	5.40
計	-	709	-	709	5.40

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	709	-	709	-

3【配当政策】

当社グループは、株主への利益還元を経営の重要課題と位置付け、利益配当につきましては、事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保の充実に努めつつ、業績に応じた配当を中間配当と期末配当の年2回行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、今後の事業展開に備えた内部留保を一層充実させるため、無配当とさせていただきます。

当社グループは、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	49,300	34,000	37,500	49,600	41,000
最低(円)	16,500	19,000	10,400	11,510	27,100

(注) 最高・最低株価は名古屋証券取引所(セントレックス市場)におけるものです。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月
最高(円)	31,000	38,800	32,050	37,000	41,000	39,000
最低(円)	27,100	27,220	29,510	30,800	30,600	33,650

(注) 最高・最低株価は名古屋証券取引所(セントレックス市場)におけるものです。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長		松田 芳久	昭和33年 8月21日生	昭和61年11月 有限会社ボックスグループ設立、代表取締役就任 昭和62年 9月 有限会社プラス・ワン設立、代表取締役就任 平成元年 2月 有限会社ボックスグループを株式会社へ改組 代表取締役就任(現任) 平成 8年 9月 スタアダイレクト株式会社取締役就任 平成12年 4月 有限会社プラス・ワンを株式会社ゴルフ・ドゥへ改組 代表取締役就任 平成17年 4月 取締役会長就任(現任) 平成22年 5月 スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役就任(現任)	(注)3	5,732
代表取締役社長		伊東 龍也	昭和31年 7月20日生	平成 7年12月 株式会社ボックスグループ 取締役就任 平成12年 4月 株式会社ゴルフ・ドゥ 専務取締役就任 平成15年11月 株式会社ゴルフ・ドゥ九州取締役就任 平成17年 4月 代表取締役社長就任(現任) 平成22年 5月 スクエアツウ・ジャパン株式会社代表取締役社長就任(現任) 平成22年12月 The Golf Exchange Inc.取締役就任(現任)	(注)3	185
取締役	経営管理 本部長	大井 康生	昭和26年 2月25日生	平成13年 4月 アルビバン株式会社入社 平成14年 5月 株式会社ゴルフ・ドゥ入社 平成17年 4月 経営管理本部長就任(現任) 平成17年 6月 取締役就任(現任) 平成22年 5月 スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役就任(現任)	(注)3	10
常勤監査役		小澤 幸乃	昭和30年 4月25日生	昭和61年11月 株式会社ボックスグループ入社 平成 5年12月 株式会社ボックスグループ 取締役就任 平成12年 4月 株式会社ゴルフ・ドゥ 取締役就任 平成12年 9月 常勤監査役就任(現任)	(注)4	10
監査役		志村 孝典	昭和34年 2月19日生	昭和63年 9月 株式会社水の上三洋商会入社 平成12年 9月 株式会社ゴルフ・ドゥ 監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役		安野 憲起	昭和24年 4月28日生	平成 2年 8月 司法書士登録、安野事務所所長(現任) 平成17年 2月 株式会社ゴルフ・ドゥ 監査役就任(現任)	(注)4	-
計						5,937

- (注) 1. 代表取締役社長 伊東龍也は、取締役会長松田芳久の義弟であります。
 2. 監査役 志村孝典と安野憲起は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。
 3. 平成25年6月21日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 4. 平成23年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 5. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。

補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
遠藤 恵子	昭和40年 7月24日生	平成3年3月 遠藤司法書士事務所開設 平成7年10月 業務廃止により同事務所閉鎖 平成14年10月 遠藤司法書士事務所開設(現任)	-

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「ゴルフ・ドゥ！ブランドを通して、世界の人々に夢と感動と心の満足を提供する」を経営理念とし、ゴルフ・リユース事業の先駆者として事業展開を行っております。その中で、遵法経営と株主価値の向上を目標に経営効率の追求を行い、その結果については透明性の高い情報開示を通じて社会的責任を遂行し、企業価値の向上と経営の長期安定化を実現するため、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題として認識し、諸施策を実施しております。

企業統治の体制

・企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、業務執行上の重要な経営課題については最初に経営会議で十分な審議・検討を行ない、その結果を踏まえて取締役会で会社としての意思決定を下しております。また、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで取締役会が一部業務執行に関する決定権限を経営会議に委譲し、迅速な意思決定による効率的な経営を推進しております。

・企業統治の体制を採用する理由

平成25年6月24日現在、取締役3名、常勤監査役1名、非常勤監査役2名、従業員83名と小規模組織で事業展開しております。

イ．経営会議は、取締役と経営企画室長、各事業本部長から構成されており、原則毎月2回の頻度で開催されております。

ロ．取締役会は、取締役3名で構成されており、定例取締役会は毎月1回、臨時取締役会は必要の都度開催されております。

ハ．監査役会は、常勤監査役1名と非常勤の社外監査役2名の合計3名で構成されており、当社と全ての監査役との間には特別な利害関係はありません。

・内部統制システムの整備の状況

平成25年5月13日の取締役会決議にて改訂された「内部統制システム構築に関する基本方針」は以下の通りとなっております。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法362条4項6号)(施行規則100条1項4号)

．取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び会社方針を定め、遵守する。

．法令及び定款の遵守体制を確実にするために、グループ各社にリスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため社内研修等、必要な活動を推進する。

．使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。

．当社経営企画室にCSRチームを置き、グループ各社のコンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。また、内部監査部門として、「内部監査規程」ならびに「個人情報保護規程」に基づき各部門の業務監査・制度ならびに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告する。

．違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。

．取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。

．取締役会が取締役の職務執行を監督するため、取締役は担当業務の執行状況を毎月取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

．当社は、監査役会設置会社である。各監査役は監査役会が定めた「監査役会規程」及び「監査役監査基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(施行規則100条1項1号)

．取締役の職務執行に関する情報を文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。

．当社経営企画室CSRチームは、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について内部監査を行う。

八．損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(施行規則100条1項2号)

- ・取締役会は、事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ・全社的リスク管理の主管部門である当社経営管理本部は、グループ各社ならびに各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、グループ全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定にあたり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。
- ・事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。
- ・当社経営企画室CSRチームは、リスク管理体制について内部監査を行う。

二．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(施行規則100条1項3号)

- ・取締役会は、取締役会規程に従い、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令又は定款で定められた事項および経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。
- ・取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。
- ・業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。

ホ．財務報告に係る適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

ハ．当社ならびに子会社から成る企業集団（グループ各社）における業務の適正を確保するための体制

(施行規則100条1項5号)

- ・当社はグループ各社の運営面で、全てのステークホルダーに対し、説明責任を負う。
- ・グループ各社における管理部署を定め、グループ各社の管理規程に基づき管理を行う。
- ・グループ各社のリスク管理委員会は、リスク管理体制を構築し、運用する。
- ・当社経営企画室CSRチームは、グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて監査を行う。

ト．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(施行規則100条3項1号)

現在、監査役（会）の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役（会）から要請ある場合は監査役（会）の職務を補助する使用人の任命を取締役に対して求めることができる。

チ．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(施行規則100条3項2号)

前号の要請ある場合は監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査役（会）の同意を得ることとする。

リ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(施行規則100条3項3号)

- ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、当社経営企画室CSRチームは、実施した内部監査の結果等を報告する。
- ・取締役及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査役（会）に報告する。

ヌ．その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(施行規則100条3項4号)

- ・各社監査役（会）は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。
- ・各社監査役（会）は、当社経営企画室CSRチームと十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。
- ・各社監査役（会）は、必要に応じて、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べることを、及び重要情報を入手できることを保証する。

ル．反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

・グループ各社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいきます。
グループ各社の従業員心得ハンドブックの行動指針の中に「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」ことを明記し、社会の秩序や市民の安全に脅威を与えるような勢力との関係は理由の如何を問わず、これを排除する。

・ 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者または関連団体がもぐりこむことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分調査する。

・ 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士等、外部専門機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育・啓蒙を継続的に行う。

・ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理につきましては、役職員及びフランチャイズ加盟店に対して関連法令及び社内規則の遵守徹底と社会的責任についての意識高揚を図り、リスクの発生を防いでおります。しかし、それにもかかわらずリスク発生の可能性がある場合には、営業・管理等の部門にかかわらず担当部署からリスク発生の可能性に関する情報を速やかに報告し、必要がある場合には顧問弁護士などの社外専門家と連携し、会社として迅速で適切な対応が取れるよう、リスク管理規程ならびに本部長以上で構成するリスク管理委員会を組織しており、リスクコントロール体制を確立しております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査の組織は、経営企画室にCSRチームを設置し、「内部監査規程」ならびに「個人情報管理規程」に基づき各部門の業務監査、制度ならびに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告しております。監査役監査の組織は、常勤監査役1名と非常勤の社外監査役2名の合計3名で監査役会が構成されており、各監査役は原則毎月開催される監査役会へ出席するほか、取締役会への出席や個々の取締役に対する聞き取り調査などを通じて取締役の業務執行状況を監督しております。なお、CSRチームと常勤監査役は、毎月1回の定例会議を行い、十分な連携を図っております。また、監査役及び会計監査人は「年度監査計画」の策定及び会計監査の実施に際し、各々の意見交換をもって相互連携に務めております。そして、内部統制部門であるCSRチームとも相互連携を図っております。

社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。

社外監査役 志村孝典氏は、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はございません。また、当社社外監査役として10年の経験を通じて、当社への理解も深いことから、職務を適切に遂行できると判断しております。

社外監査役 安野憲起氏は、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はございません。また、司法書士として法務・財務に関する相当程度の知見を有するものであります。そして、司法書士事務所長として、数多くの企業の法務に対する経験から職務を適切に遂行できると判断しております。なお、当社独立役員として届け出をしております。

当社は、社外監査役を選任するための基準を設けてはおりませんが、東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考にしております。選任にあたりましては、独立性だけでなく、知識、能力、見識及び人格等を考慮し、当社との間に特別な利害関係はなく一般株主と利益相反が生じるおそれがないことにより判断しております。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と、各事業本部長による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	34,800	34,800	-	-	-	3
監査役(社外監査役を除く。)	7,200	7,200	-	-	-	1
社外役員	1,200	1,200	-	-	-	2

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名等は、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 松本保範	有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員 瀬戸 卓	有限責任監査法人トーマツ

(注) 継続監査年数については7年を超える者がおりませんので、記載しておりません。

また、会計監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりであります。

公認会計士 3名、その他 3名

責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役並びに社外補欠監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外監査役並びに社外補欠監査役共に、法令の範囲内としております。なお、当該責任限定がみとめられるのは、当該社外監査役並びに社外補欠監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役は7名以下とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

取締役会で決議することができる株主総会決議事項

イ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規程により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的としております。

ロ．取締役及び監査役の実任免除

取締役及び監査役がそれぞれ期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の同法423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

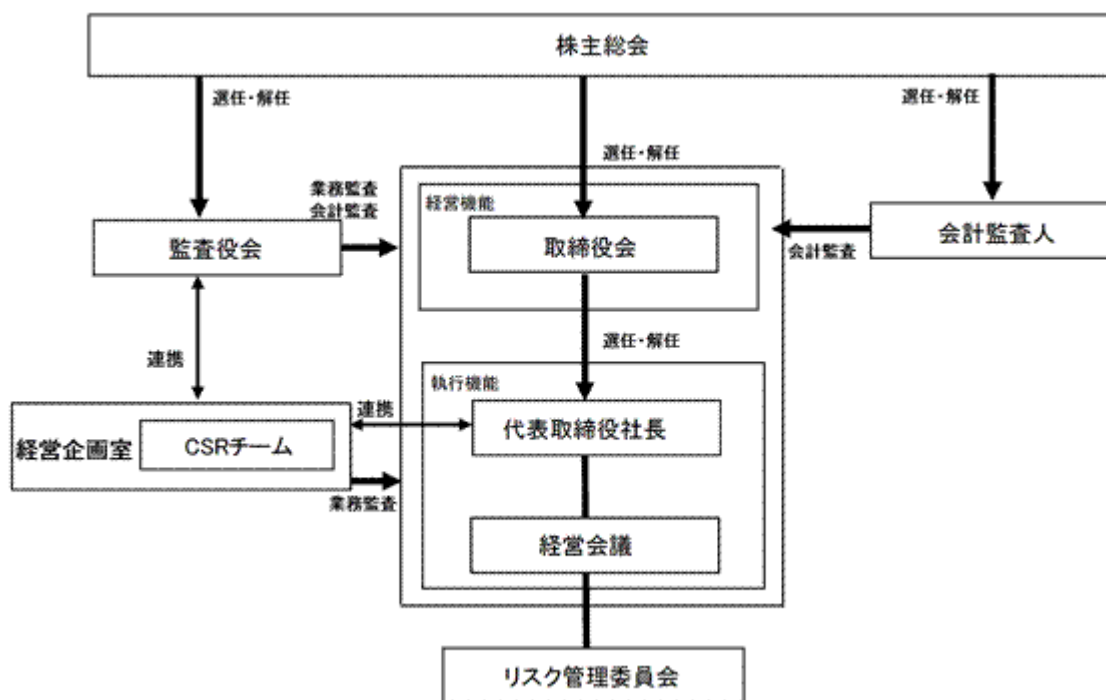
ハ．中間配当

当社は、中間配当について、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の円満な運営を行うことを目的としております。

コーポレートガバナンス体制の模式図は次のとおりです。



(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	17,000	-	16,500	-
連結子会社	-	-	-	-
計	17,000	-	16,500	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の規模、業務の特性、監査日数等を勘案し検討した上で適切と判断し決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会社が適切な会計方針を採用できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、金融庁や企業会計基準委員会のホームページから情報を取得し、また、有限責任監査法人トーマツや株式会社プロネクサスの行うセミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	221,127	253,818
受取手形及び売掛金	227,389	213,567
商品	775,866	947,867
繰延税金資産	54,710	38,562
その他	32,678	40,992
貸倒引当金	3,717	1,781
流動資産合計	1,308,055	1,493,026
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	269,242	287,044
減価償却累計額	105,084	122,494
建物及び構築物(純額)	164,157	164,550
機械装置及び運搬具	9,470	10,331
減価償却累計額	9,280	10,197
機械装置及び運搬具(純額)	189	134
工具、器具及び備品	245,564	266,778
減価償却累計額	206,888	226,259
工具、器具及び備品(純額)	38,675	40,519
有形固定資産合計	203,022	205,204
無形固定資産		
のれん	56,799	39,322
その他	35,884	35,539
無形固定資産合計	92,683	74,861
投資その他の資産		
投資有価証券	16,175	14,481
敷金及び保証金	151,713	154,035
建設協力金	151,043	140,983
繰延税金資産	1,144	1,309
その他	63,267	45,514
貸倒引当金	16,124	2,167
投資その他の資産合計	367,220	354,157
固定資産合計	662,926	634,223
資産合計	1,970,981	2,127,249

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	249,975	283,766
短期借入金	230,000	261,419
1年内返済予定の長期借入金	223,958	219,066
未払法人税等	12,063	14,874
賞与引当金	18,742	20,179
ポイント引当金	21,037	21,402
その他	125,895	110,772
流動負債合計	881,671	931,481
固定負債		
長期借入金	447,530	487,092
繰延税金負債	6,206	6,029
退職給付引当金	77,084	103,267
資産除去債務	27,424	28,341
その他	47,300	44,300
固定負債合計	605,546	669,031
負債合計	1,487,217	1,600,512
純資産の部		
株主資本		
資本金	501,320	501,320
資本剰余金	178,372	178,372
利益剰余金	165,246	140,620
自己株式	23,625	23,625
株主資本合計	490,821	515,447
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	829	2,523
為替換算調整勘定	6,228	13,813
その他の包括利益累計額合計	7,057	11,290
純資産合計	483,763	526,737
負債純資産合計	1,970,981	2,127,249

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
売上高	4,043,595	4,423,387
売上原価	1 2,621,049	1 2,959,025
売上総利益	1,422,546	1,464,361
販売費及び一般管理費	2 1,285,390	2 1,375,193
営業利益	137,155	89,167
営業外収益		
受取利息	3,339	3,486
受取手数料	2,720	2,815
為替差益	5,852	9,709
その他	2,454	1,354
営業外収益合計	14,367	17,366
営業外費用		
支払利息	16,721	13,275
その他	4,419	1,007
営業外費用合計	21,140	14,282
経常利益	130,381	92,252
特別損失		
事務所移転費用	-	2,921
特別損失合計	-	2,921
税金等調整前当期純利益	130,381	89,330
法人税、住民税及び事業税	32,054	48,440
法人税等調整額	5,381	16,264
法人税等合計	26,672	64,704
少数株主損益調整前当期純利益	103,708	24,625
当期純利益	103,708	24,625

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	103,708	24,625
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,513	1,693
為替換算調整勘定	313	20,041
その他の包括利益合計	3,827	18,347
包括利益	107,536	42,973
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	107,536	42,973

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	500,765	501,320
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	555	-
当期変動額合計	555	-
当期末残高	501,320	501,320
資本剰余金		
当期首残高	177,817	178,372
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	555	-
当期変動額合計	555	-
当期末残高	178,372	178,372
利益剰余金		
当期首残高	268,954	165,246
当期変動額		
当期純利益	103,708	24,625
当期変動額合計	103,708	24,625
当期末残高	165,246	140,620
自己株式		
当期首残高	23,625	23,625
当期末残高	23,625	23,625
株主資本合計		
当期首残高	386,002	490,821
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	1,110	-
当期純利益	103,708	24,625
当期変動額合計	104,818	24,625
当期末残高	490,821	515,447

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,343	829
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,513	1,693
当期変動額合計	3,513	1,693
当期末残高	829	2,523
為替換算調整勘定		
当期首残高	6,541	6,228
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	313	20,041
当期変動額合計	313	20,041
当期末残高	6,228	13,813
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,885	7,057
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,827	18,347
当期変動額合計	3,827	18,347
当期末残高	7,057	11,290
純資産合計		
当期首残高	375,117	483,763
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	1,110	-
当期純利益	103,708	24,625
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,827	18,347
当期変動額合計	108,646	42,973
当期末残高	483,763	526,737

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	130,381	89,330
減価償却費	48,895	47,538
長期前払費用償却額	1,953	2,033
のれん償却額	17,476	17,476
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,262	15,892
賞与引当金の増減額(は減少)	721	1,025
退職給付引当金の増減額(は減少)	7,603	25,412
ポイント引当金の増減額(は減少)	6,477	365
受取利息及び受取配当金	3,690	3,486
支払利息	16,721	13,275
売上債権の増減額(は増加)	17,787	31,642
たな卸資産の増減額(は増加)	1,534	159,050
仕入債務の増減額(は減少)	5,644	16,204
未払金の増減額(は減少)	2,009	4,510
未払費用の増減額(は減少)	5,123	2,623
未払消費税等の増減額(は減少)	25,701	19,614
その他	5,489	8,542
小計	235,473	61,936
利息及び配当金の受取額	3,652	3,450
利息の支払額	15,436	13,148
法人税等の支払額	35,524	44,404
営業活動によるキャッシュ・フロー	188,164	7,833
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	9,923	36,245
無形固定資産の取得による支出	15,015	15,893
敷金及び保証金の回収による収入	4,054	5,152
敷金及び保証金の差入による支出	-	11,961
建設協力金の回収による収入	9,858	10,059
その他	357	256
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,668	48,631
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	100,610	30,066
長期借入れによる収入	-	300,000
長期借入金の返済による支出	232,188	265,330
株式の発行による収入	1,110	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	331,688	64,736
現金及び現金同等物に係る換算差額	100	8,750
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	154,090	32,690
現金及び現金同等物の期首残高	375,218	221,127
現金及び現金同等物の期末残高	221,127	253,818

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品

ゴルフクラブ(中古)

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。なお、連結子会社におきましては総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

ゴルフクラブ(中古)以外

総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物(建物付属設備を除く)については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。ただし、在外子会社については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～30年
機械装置及び運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	2～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。

ポイント引当金

ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店等が発行しているポイント等の期末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
当座貸越極度額	330,000千円	544,050千円
借入実行残高	230,000	261,419
差引額	100,000	282,631

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれておりません。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
	4,125千円	9,793千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
給与	311,477千円	308,352千円
地代家賃	221,489	227,150
貸倒引当金繰入額	1,619	2,512
賞与引当金繰入額	17,064	19,591
退職給付引当金繰入額	14,138	27,474

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3,513千円	1,693千円
税効果額	-	-
その他有価証券評価差額金	3,513	1,693
為替換算調整勘定：		
当期発生額	313	20,041
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	313	20,041
その他の包括利益合計	3,827	18,347

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	13,083	30	-	13,113
合計	13,083	30	-	13,113
自己株式				
普通株式	709	-	-	709
合計	709	-	-	709

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加30株はストック・オプションの行使による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	平成18年新株予約権	普通株式	100	-	-	100	-
合計			100	-	-	100	-

(注) 上記の新株予約権は、権利行使可能なものであります。

当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	13,113	-	-	13,113
合計	13,113	-	-	13,113
自己株式				
普通株式	709	-	-	709
合計	709	-	-	709

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	平成18年新株予約権	普通株式	100	-	100	-	-
合計			100	-	100	-	-

(注) 上記の新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自	平成23年4月1日	(自	平成24年4月1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
現金及び預金勘定		221,127千円		253,818千円
現金及び現金同等物		221,127		253,818

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、フランチャイズ加盟店及び顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金と建設協力金は、その償還日が最長で決算日後15年であります。

借入金は、設備投資資金及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。なお、デリバティブ取引は実施しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	221,127	221,127	-
(2) 受取手形及び売掛金	227,389	227,389	-
貸倒引当金 1	2,886	2,886	-
差引	224,503	224,503	-
(3) 投資有価証券	16,175	16,175	-
(4) 敷金及び保証金	151,713	124,417	27,295
(5) 建設協力金	151,043	157,403	6,360
資産計	764,563	743,628	20,935
(6) 買掛金	249,975	249,975	-
(7) 短期借入金	230,000	230,000	-
(8) 長期借入金 2	671,488	675,653	4,165
負債計	1,151,463	1,155,628	4,165

1 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	253,818	253,818	-
(2) 受取手形及び売掛金	213,567	213,567	-
貸倒引当金 1	1,781	1,781	-
差引	211,785	211,785	-
(3) 投資有価証券	14,481	14,481	-
(4) 敷金及び保証金	154,035	135,108	18,926
(5) 建設協力金	140,983	151,414	10,431
資産計	775,104	766,608	8,495
(6) 買掛金	283,766	283,766	-
(7) 短期借入金	261,419	261,419	-
(8) 長期借入金 2	706,158	708,626	2,468
負債計	1,251,343	1,253,812	2,468

1 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（1）現金及び預金

現金及び預金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金については、貸倒実績率により回収不能見込額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から回収不能見込額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

（3）投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

（4）敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、固定資産（建物）の耐用年数をもとに国債の流通利回りを使用して算定する方法によっております。

（5）建設協力金

建設協力金の時価については、契約年数の未経過年数を基に国債の流通利回りを使用して算定する方法によっております。

（6）買掛金及び（7）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（8）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	221,127	-	-	-
受取手形及び売掛金	227,389	-	-	-
敷金及び保証金	4,000	16,000	16,000	115,713
建設協力金	10,059	42,336	57,975	40,671
合計	462,577	58,336	73,975	156,384

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	253,818	-	-	-
受取手形及び売掛金	213,567	-	-	-
敷金及び保証金	4,000	16,000	20,000	114,035
建設協力金	10,265	43,202	59,160	28,355
合計	481,650	59,202	79,160	142,390

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	230,000	-	-	-	-	-
長期借入金	223,958	135,762	97,308	97,268	57,300	59,892
合計	453,958	135,762	97,308	97,268	57,300	59,892

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	261,419	-	-	-	-	-
長期借入金	219,066	174,204	159,764	86,072	50,134	16,918
合計	480,485	174,204	159,764	86,072	50,134	16,918

(有価証券関係)
その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	16,175	13,721	2,453
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	16,175	13,721	2,453
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		16,175	13,721	2,453

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	14,481	13,721	759
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	14,481	13,721	759
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		14,481	13,721	759

(デリバティブ関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
退職給付債務	77,084	103,267
退職給付引当金	77,084	103,267

(注) 退職給付債務の算定は、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
勤務費用	14,138	27,474
退職給付費用	14,138	27,474

(注) 簡便法を採用しているため、退職給付費用は「勤務費用」として記載しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年 第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 38名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 200株
付与日	平成17年8月1日
権利確定条件	付与日(平成17年8月1日)以降、権利確定日(平成19年6月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	23ヶ月間(自平成17年8月1日 至平成19年6月30日)
権利行使期間	自平成19年7月1日 至平成24年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成25年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年 第2回ストック・オプション
権利確定前 (株)	-
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	-
前連結会計年度末	127
権利確定	-
権利行使	-
失効	127
未行使残	-

単価情報

	平成17年 第2回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	137,000
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
ポイント引当金	7,816千円	8,079千円
賞与引当金	5,828	6,391
未払事業税	1,219	1,428
繰越欠損金	27,054	10,846
未実現利益	6,190	4,561
その他	6,600	7,254
計	54,710	38,562
繰延税金資産(固定)		
減価償却費	1,390	1,487
貸倒引当金	554	746
資産除去債務	9,702	10,027
退職給付引当金	27,272	34,235
連結納税加入時の時価評価	11,293	11,293
繰越欠損金	62,340	61,115
その他	3,811	5,229
計	116,365	124,134
評価性引当額	115,220	122,824
計	1,144	1,309
繰延税金負債(固定)		
固定資産(資産除去債務)	6,206	6,029
計	6,206	6,029

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.5%	37.8%
(調整)		
在外子会社の税率差異	0.6	4.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.6
住民税均等割	6.9	10.2
のれん償却	5.4	7.4
評価性引当額	47.0	8.5
税率変更による期末繰延税金資産・負債 の減額修正	14.8	-
その他	0.3	3.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.5	72.4

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の概要

事務所及び店舗用建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から固定資産の耐用年数と見積り、割引率は国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
期首残高	26,862千円	27,424千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	1,809
時の経過による調整額	562	582
資産除去債務の履行による減少額	-	1,475
期末残高	27,424	28,341

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、本社に各事業本部を置き、取り扱う製品・サービスについて国内の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、事業本部を基礎とした販売・サービス別のセグメントから構成されており、「直営事業」、「フランチャイズ事業」及び「営業販売事業」の3つを報告セグメントとしております。

「直営事業」は、直営店舗による一般顧客への直接販売及びインターネットを媒体とした通信販売を行っております。「フランチャイズ事業」はフランチャイズ加盟店への物品販売、サービスの提供その他事業経営についての指導、援助を行っております。「営業販売事業」はB to Bによるディーラー販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益（のれん償却前）ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務 諸表計上額 (注) 2
	直営	フラン チャイズ	営業販売	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,405,064	431,345	1,207,186	4,043,595	-	4,043,595
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,405,064	431,345	1,207,186	4,043,595	-	4,043,595
セグメント利益	186,067	175,196	8,109	369,373	232,217	137,155
セグメント資産	1,024,333	70,470	406,014	1,500,817	470,164	1,970,981
その他の項目						
減価償却費	32,799	4,487	1,592	38,878	10,017	48,895
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	4,100	5,867	2,575	12,542	2,588	15,130

(注) 1. 調整額は以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額は、のれんの償却費 17,476千円及び各報告セグメントに配分していない
全社費用であります。

(2) セグメント資産の調整額は、のれん56,799千円及び各報告セグメントに帰属しない全社資産であり
ます。

(3) その他の項目の調整額は各報告セグメントに配分されていない全社費用及び全社資産であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの負債は、経営資源の配分の決定及び業績評価に使用していないため、記載を省略
しております。

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務 諸表計上額 (注) 2
	直営	フラン チャイズ	営業販売	合計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,557,114	379,672	1,486,600	4,423,387	-	4,423,387
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,557,114	379,672	1,486,600	4,423,387	-	4,423,387
セグメント利益	131,004	166,433	35,119	332,557	243,389	89,167
セグメント資産	1,171,160	70,588	420,781	1,662,529	464,720	2,127,249
その他の項目						
減価償却費	30,489	4,488	1,873	36,850	10,688	47,538
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	35,566	14,017	3,340	52,923	18,621	71,544

(注) 1. 調整額は以下の通りであります。

- (1) セグメント利益の調整額は、のれんの償却費 17,476千円及び各報告セグメントに配分していない
全社費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額は、のれん39,322千円及び各報告セグメントに帰属しない全社資産であり
ます。
 - (3) その他の項目の調整額は各報告セグメントに配分されていない全社費用及び全社資産であります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. 報告セグメントごとの負債は、経営資源の配分の決定及び業績評価に使用していないため、記載を省略
しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	北米	合計
3,415,864	627,730	4,043,595

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため記載を
省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりませ
ん。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	北米	合計
3,680,624	742,762	4,423,387

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループにおきましては、のれんの償却を全社費用ととらえ、各報告セグメントでの償却をおこなっておりません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	39,000.64円	42,465.15円
1株当たり当期純利益金額	8,379.14円	1,985.32円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益金額(千円)	103,708	24,625
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	103,708	24,625
期中平均株式数(株)	12,377	12,404
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成17年6月28日定時株主総会決議によるストックオプション(株式の数100株)	

(重要な後発事象)

当連結会計年度
(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

当社は、会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成25年6月21日開催の定時株主総会において決議いたしました。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を図ることを目的とし、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社従業員。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式400株を上限とします。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を助案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

(2) 新株予約権の総数

400個を上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とします。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

(3) 新株予約権と引き換えに払込む金額

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、新株予約権の割当日後、その金額が新株予約権を割り当てる日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、当該終値とします。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

当連結会計年度
(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月1日から平成33年6月30日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の従業員であることを要します。ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の相続はこれを認めないものとします。

その他権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところに依るものとします。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が上記(7)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(10) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部

または一部を継承する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(12) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとします。

当連結会計年度
(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

当社は、平成25年6月21日開催の第26期定時株主総会において、取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬額として年額20百万円の範囲で、新株予約権を発行する制度を導入することを決議しました。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役に對し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社取締役（社外取締役を除く）。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。

なお、当社普通株式300株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。

(2) 新株予約権の総数

300個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

(3) 新株予約権と引き換えに払込む金額

新株予約権1個あたりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とします。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

(注) 1. 上記以外のその他細目事項については、平成25年6月21日の定時株主総会以後に開催される取締役会の決議をもって決定致します。

2. 当社が株式分割（無償割当てを含む。）又は株主併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲で調整することができるものとします。

当連結会計年度
(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

当社は、平成25年5月27日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用について決議いたしました。なお、定款の一部変更については、平成25年6月21日開催の第26期定時株主総会において、決議されております。

1. 株式の分割、単元株制度の採用の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1株を100株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成25年9月30日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします

(2) 分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数 13,113 株
株式の分割により増加する株式数 1,298,187 株
株式の分割後の発行済株式総数 1,311,300 株
株式の分割後の発行可能株式総数 4,400,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日 平成25年9月13日(金)
基準日 平成25年9月30日(月)
効力発生日 平成25年10月1日(火)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火)

(参考)平成25年9月26日(木)をもって、証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報はそれぞれ以下のとおりであります。

1株当たり純資産 424.65円
1株当たり当期純利益 19.85円

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	230,000	261,419	0.88	-
1年以内に返済予定の長期借入金	223,958	219,066	1.44	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	447,530	487,092	1.19	平成26年～30年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	901,488	967,577	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	174,204	159,764	86,072	50,134

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,205,150	2,363,387	3,461,533	4,423,387
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(千円)	43,705	115,945	129,858	89,330
四半期(当期)純利益金額(千円)	32,774	81,588	84,859	24,625
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	2,642.26	6,577.59	6,841.30	1,985.32

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	2,642.26	3,635.33	263.70	4,855.98

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	172,205	178,175
売掛金	² 310,957	² 279,341
商品	579,133	729,072
貯蔵品	850	232
前払費用	25,611	28,384
繰延税金資産	46,794	31,649
その他	5,906	² 24,594
貸倒引当金	831	574
流動資産合計	1,140,627	1,270,877
固定資産		
有形固定資産		
建物	247,714	265,606
減価償却累計額	93,721	109,828
建物(純額)	153,993	155,777
構築物	18,066	18,807
減価償却累計額	9,604	10,666
構築物(純額)	8,461	8,140
車両運搬具	3,501	3,501
減価償却累計額	3,312	3,367
車両運搬具(純額)	189	134
工具、器具及び備品	241,336	261,451
減価償却累計額	204,698	223,112
工具、器具及び備品(純額)	36,637	38,339
有形固定資産合計	199,281	202,391
無形固定資産		
電話加入権	923	923
ソフトウェア	34,352	34,615
無形固定資産合計	35,276	35,539
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	214,856	214,856
長期貸付金	² 67,000	² 43,000
長期前払費用	47,143	43,347
敷金及び保証金	146,448	153,259
建設協力金	151,043	140,983
投資その他の資産合計	626,491	595,447
固定資産合計	861,050	833,378
資産合計	2,001,678	2,104,256

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 199,610	2 211,080
短期借入金	1 230,000	1 250,000
1年内返済予定の長期借入金	223,958	219,066
未払金	47,889	47,973
未払費用	45,884	50,016
未払法人税等	12,086	12,960
未払消費税等	23,406	-
預り金	6,080	6,767
賞与引当金	15,440	16,929
ポイント引当金	21,037	21,402
その他	30	953
流動負債合計	825,423	837,150
固定負債		
長期借入金	447,530	487,092
繰延税金負債	5,817	6,029
退職給付引当金	77,084	96,763
預り保証金	47,300	44,300
資産除去債務	25,969	28,341
固定負債合計	603,701	662,527
負債合計	1,429,124	1,499,677
純資産の部		
株主資本		
資本金	501,320	501,320
資本剰余金		
資本準備金	178,372	178,372
資本剰余金合計	178,372	178,372
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	83,514	51,489
利益剰余金合計	83,514	51,489
自己株式	23,625	23,625
株主資本合計	572,553	604,578
純資産合計	572,553	604,578
負債純資産合計	2,001,678	2,104,256

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	3,375,291	3,591,797
売上原価		
商品期首たな卸高	659,092	579,133
当期商品仕入高	2,068,509	2,495,831
合計	2,727,602	3,074,964
他勘定振替高	¹ 14,673	¹ 19,531
商品期末たな卸高	² 579,133	² 729,072
商品売上原価	2,133,795	2,326,360
売上総利益	1,241,495	1,265,437
販売費及び一般管理費	³ 1,155,488	³ 1,240,391
営業利益	86,006	25,045
営業外収益		
受取利息	4,588	4,255
受取手数料	⁴ 40,453	⁴ 36,681
自動販売機手数料	2,656	2,645
為替差益	15,928	9,403
その他	1,810	894
営業外収益合計	65,437	53,880
営業外費用		
支払利息	16,251	12,590
その他	4,359	950
営業外費用合計	20,611	13,541
経常利益	130,832	65,384
特別利益		
連結納税未払金債務免除益	-	6,853
特別利益合計	-	6,853
税引前当期純利益	130,832	72,237
法人税、住民税及び事業税	8,866	24,855
法人税等調整額	1,482	15,356
法人税等合計	7,384	40,212
当期純利益	123,448	32,025

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	500,765	501,320
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	555	-
当期変動額合計	555	-
当期末残高	501,320	501,320
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	177,817	178,372
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	555	-
当期変動額合計	555	-
当期末残高	178,372	178,372
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	206,962	83,514
当期変動額		
当期純利益	123,448	32,025
当期変動額合計	123,448	32,025
当期末残高	83,514	51,489
自己株式		
当期首残高	23,625	23,625
当期末残高	23,625	23,625
株主資本合計		
当期首残高	447,995	572,553
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	1,110	-
当期純利益	123,448	32,025
当期変動額合計	124,558	32,025
当期末残高	572,553	604,578
純資産合計		
当期首残高	447,995	572,553
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	1,110	-
当期純利益	123,448	32,025
当期変動額合計	124,558	32,025
当期末残高	572,553	604,578

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

ゴルフクラブ(中古)

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

ゴルフクラブ(中古)以外

総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(建物付属設備を除く)については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～30年
構築物	10～20年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却をしております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店等が発行しているポイント等の期末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

5. その他連結財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

1 当座借越

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
当座貸越極度額	330,000千円	450,000千円
借入実行残高	230,000	250,000
差引額	100,000	200,000

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
流動資産		
売掛金	214,067千円	184,091千円
未収入金	4,105	3,713
短期貸付金	-	12,000
長期貸付金	67,000	43,000
流動負債		
買掛金	85,402	66,197

(損益計算書関係)

1 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
販売促進費	672千円	1,219千円
運送費	520	516
消耗品費	8,436	10,845
雑費	1,945	1,958
雑損失	750	1,071
その他	2,348	3,920
計	14,673	19,531

2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれておりません。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
	7,338千円	5,343千円

3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12%、当事業年度12%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度88%、当事業年度88%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
販売促進費	52,139千円	67,341千円
FC運営費	65,274	57,658
給与	281,006	284,728
雑給	88,925	102,293
地代家賃	210,257	216,367
支払手数料	45,524	52,324
減価償却費	48,048	46,572
長期前払費用償却費	1,953	2,033
貸倒引当金繰入額	-	256
賞与引当金繰入額	13,880	16,929
退職給付引当金繰入額	14,138	21,741

4 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
受取手数料	40,412千円	36,617千円

5 当期製品製造原価には、関係会社からの材料等の仕入高が含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
	608,681千円	898,658千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	709	-	-	709
合計	709	-	-	709

当事業年度(自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	709	-	-	709
合計	709	-	-	709

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式214,856千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式214,856千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
ポイント引当金	7,816千円	8,079千円
賞与引当金	5,828	6,391
未払事業税	1,219	1,428
繰越欠損金	27,054	10,846
その他	4,874	4,903
計	46,794	31,649
繰延税金資産(固定)		
減価償却費	245	177
貸倒引当金	554	757
資産除去債務	9,188	10,027
退職給付引当金	27,272	34,235
繰越欠損金	50,333	60,391
その他	926	843
計	88,520	106,432
評価性引当額	88,520	106,432
計	-	-
繰延税金負債(固定)		
固定資産(資産除去債務)	5,817	6,029
計	5,817	6,029

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.5%	37.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.6
住民税均等割	6.7	12.5
評価性引当額	52.3	6.3
税率変更による期末繰延税金資産・負債 の減額修正	11.7	-
その他	1.2	1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.6	55.7

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の概要

事業所及び店舗用年建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を固定資産の耐用年数と見積り、割引率は国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	25,428千円	25,969千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	1,809
時の経過による調整額	541	562
期末残高	25,969	28,341

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	46,158.78円	48,740.61円
1株当たり当期純利益金額	9,974.02円	2,581.83円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益金額(千円)	123,448	32,025
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	123,448	32,025
期中平均株式数(株)	12,377	12,404
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成17年6月28日定時株主総会決議によるストックオプション(株式の数100株)	

(重要な後発事象)

当事業年度
(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

当社は、会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成25年6月21日開催の定時株主総会において決議いたしました。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を図ることを目的とし、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社従業員。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式400株を上限とします。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1円未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を助案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

(2) 新株予約権の総数

400個を上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とします。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

(3) 新株予約権と引き換えに払込む金額

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、新株予約権の割当日後、その金額が新株予約権を割り当てる日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、当該終値とします。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

当事業年度
(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月1日から平成33年6月30日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の従業員であることを要します。ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

新株予約権の相続はこれを認めないものとします。

その他権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところに依るものとします。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が上記(7)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(10) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部

または一部を継承する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(12) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとします。

当事業年度
(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

当社は、平成25年6月21日開催の第26期定時株主総会において、取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬額として年額20百万円の範囲で、新株予約権を発行する制度を導入することを決議しました。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役に對し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社取締役（社外取締役を除く）。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。

なお、当社普通株式300株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とします。

(2) 新株予約権の総数

300個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

(3) 新株予約権と引き換えに払込む金額

新株予約権1個あたりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とします。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

(注) 1. 上記以外のその他細目事項については、平成25年6月21日の定時株主総会以後に開催される取締役会の決議をもって決定致します。

2. 当社が株式分割（無償割当てを含む。）又は株主併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲で調整することができるものとします。

当事業年度
(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

当社は、平成25年5月27日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用について決議いたしました。なお、定款の一部変更については、平成25年6月21日開催の第26期定時株主総会において、決議されております。

1. 株式の分割、単元株制度の採用の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1株を100株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成25年9月30日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします

(2) 分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数 13,113 株
株式の分割により増加する株式数 1,298,187 株
株式の分割後の発行済株式総数 1,311,300 株
株式の分割後の発行可能株式総数 4,400,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日 平成25年9月13日(金)
基準日 平成25年9月30日(月)
効力発生日 平成25年10月1日(火)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火)

(参考)平成25年9月26日(木)をもって、証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報はそれぞれ以下のとおりであります。

1株当たり純資産 487.41円
1株当たり当期純利益 25.82円

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	247,714	17,891	-	265,606	109,828	16,107	155,777
構築物	18,066	740	-	18,807	10,666	1,061	8,140
車両運搬具	3,501	-	-	3,501	3,367	54	134
工具、器具及び備品	241,336	20,115	-	261,451	223,112	18,413	38,339
有形固定資産計	510,619	38,747	-	549,366	346,974	35,637	202,391
無形固定資産							
電話加入権	923	-	-	923	-	-	923
ソフトウェア	156,094	11,196	-	167,291	132,676	10,934	34,615
無形固定資産計	157,018	11,196	-	168,215	132,676	10,934	35,539
長期前払費用	56,813	-	-	53,017	13,466	3,796	43,347

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	831	-	-	256	574
賞与引当金	15,440	16,929	15,440	-	16,929
ポイント引当金	21,037	21,402	-	21,037	21,402

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、債権回収による取崩額であります。

2. ポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	30,229
預金	
普通預金	147,946
小計	147,946
合計	178,175

ロ．売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
スクエアツウ・ジャパン株式会社	184,091
SBIペリトランス株式会社	40,384
三菱UFJニコス株式会社	14,188
株式会社ジェーシービー	10,733
有限会社G・Yコーポレーション	4,923
その他	25,022
合計	279,341

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 365
310,957	5,697,507	5,729,123	279,341	95.4	18.9

(注) 消費税等の会計処理については税抜方式を採用しておりますが、上記「当期発生高」には消費税等が含まれております。

ハ．商品

品目	金額(千円)
ゴルフクラブ	504,194
ゴルフ用品	219,868
営業用備品	5,008
合計	729,072

ニ．貯蔵品

品目	金額(千円)
販促物	232
合計	232

固定資産

イ．関係会社株式

区分	金額(千円)
スクエアツウ・ジャパン株式会社	214,856
合計	214,856

ロ．敷金及び保証金

区分	金額(千円)
JR東日本都市開発株式会社	42,000
秋谷和之	10,000
ダイワロイヤル株式会社	10,000
有限会社クレディコーポレーション	10,000
有限会社細井	10,000
その他	71,259
合計	153,259

ハ．建設協力金

区分	金額(千円)
有限会社細井	43,065
個人(新大宮バイパス浦和店地主)	38,896
個人(武蔵村山店地主)	33,533
ダイワロイヤル株式会社	25,488
合計	140,983

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額(千円)
The Golf Exchange Inc.	62,898
朝日ゴルフ用品株式会社	33,763
アクシネット ジャパン インク	28,231
ブリヂストンスポーツセールスジャパン株式会社	11,473
株式会社渡辺製作所	9,243
その他	65,472
合計	211,080

ロ．短期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社埼玉りそな銀行	200,000
株式会社武蔵野銀行	50,000
合計	250,000

ハ．1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社埼玉りそな銀行	139,704
株式会社三菱東京UFJ銀行	32,072
株式会社群馬銀行	18,200
株式会社足利銀行	18,170
株式会社八十二銀行	10,920
合計	219,066

固定負債

イ．長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社埼玉りそな銀行	338,012
株式会社三菱東京UFJ銀行	92,480
株式会社八十二銀行	37,400
株式会社群馬銀行	19,200
合計	487,092

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1株
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.golfdo.jp/ir
株主に対する特典	株主優待制度を実施しております。

(注)平成25年5月27日開催の取締役会議により、1単元の株式数を1株から100株に変更しております。なお、実施日は平成25年10月1日で有ります。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第25期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月25日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成24年6月25日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第26期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月14日関東財務局長に提出
（第26期第2四半期）（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月14日関東財務局長に提出
（第26期第3四半期）（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月14日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
平成24年6月27日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月21日

株式会社ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 保範 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフ・ドゥの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥ及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ゴルフ・ドゥの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ゴルフ・ドゥが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月21日

株式会社ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 保範 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフ・ドゥの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。